

# 奈良工業高等専門学校規則の種類及び制定等に関する規程

平成19年12月13日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良工業高等専門学校(以下「本校」という。)における規則の種類、定義、制定(改廃を含む。)手続及び形式等に関し、必要な事項を定める。

(種類及び定義)

第2条 本校における規則の種類は、学則、規則、規程及び細則(以下「諸規則」という。)とし、その定義は次のとおりとする。

- 一 学則 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11)第4条の規定に基づき、校長が定めるもの
- 二 規則 学生準則及びその他本校の管理運営、教育研究に関する重要事項について、校長が定めるもの
- 三 規程 学則、規則又は法令等に基づき、若しくはこれらを実施するため必要な事項について、校長が定めるもの
- 四 細則 学則、規則又は規程を実施するため、必要な細目等について、校長が定めるもの

(制定手続)

第3条 本校における諸規則は、運営会議の議を経て、校長が定める。

2 前項の規定にかかわらず、諸規則を改正する場合で、次の各号の一に該当するときは、運営会議における議を省略して定めることができる。

- 一 法令、上位規則等の改正に基づく法令、規則名等の名称変更又は適用条項の変更に伴う形式的なもの
- 二 組織又は職名の変更に伴い形式的な変更を行うもの
- 三 字句の整備に伴うもの
- 四 事務執行上の手続で軽微な変更に伴うもの
- 五 その他改正内容が軽微であると校長が認めたもの

3 諸規則の制定に当たっては、必要に応じて関係の各種委員会において協議を行うものとする。

(題名及び形式)

第4条 諸規則の題名には、奈良工業高等専門学校と冠し、原則として末尾に種類名を付すものとする。

2 諸規則の形式は横書きとし、条文等の体裁は法令作成の例によるものとする。

(周知)

第5条 諸規則を制定したときは、適切な方法により周知するものとする。

(内規等への準用)

第6条 内規、申合せ、要項等のうち、重要なものについては、この規程の定めに基づいて取扱うものとする。

(雑則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成19年12月13日から施行する。

2 この規程施行の際現に存続する諸規則は、その題名等にかかわらず、この規程の定める手続により学則、規則、規程又は細則として定められたものとみなす。